

条例第2号

宇和島市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市事務分掌条例の一部を改正する条例

宇和島市事務分掌条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p><u>総務企画部</u></p> <p>市民環境部 保健福祉部 産業経済部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務企画部</u></p> <p>(1) 市行政の総合調整に関すること。 (2) 秘書に関すること。 (3) 姉妹都市交流に関すること。 (4) シティセールスの推進に関すること。 (5) 広報及び広聴に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>企画政策部</u></p> <p>市民環境部 保健福祉部 産業経済部 建設部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) 市行政の総合調整に関すること。 (2) 秘書に関すること。 (3) 姉妹都市交流に関すること。 (4) シティセールスの推進に関すること。 (5) 広報及び広聴に関すること。</p>

- (6) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (7) 人事、給与、研修及び職員の厚生に関すること。
- (8) 財政に関すること。
- (9) 財産管理の総括に関すること。
- (10) 工事等の指名、入札及び契約に関すること。
- (11) 災害対策に関すること。
- (12) 文書及び例規に関すること。
- (13) 総合計画に関すること。
- (14) 広域行政に関すること。
- (15) 行政改革に関すること。
- (16) 地域の振興、整備及び連絡調整に関すること。
- (17) 男女共同参画の推進に関すること。
- (18) 情報システムに関すること。
- (19) 市町村合併に関すること。
- (20) 他の部に属さない事項に関すること。

市民環境部～建設部 (略)

- (6) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (7) 人事、給与、研修及び職員の厚生に関すること。
- (8) 財政に関すること。
- (9) 財産管理の総括に関すること。
- (10) 工事等の入札、契約、検査及び品質管理に関すること。

- (11) 文書及び例規に関すること。

- (12) 行政改革に関すること。

- (13) 他の部に属さない事項に関すること。

企画政策部

- (1) 災害対策に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 地域の振興、整備及び連絡調整に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関すること。
- (6) 情報システムに関すること。
- (7) 市町村合併に関すること。
- (8) その他企画政策に関すること。

市民環境部～建設部 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。